

平成 15 年 4 月 15 日

第 27 次地方制度調査会

専門小委員会委員長

松 本 英 昭 殿

全国町村会長

山 本 文 男

「基礎的自治体のあり方に関する意見」の提出について

専門小委員会では、中間報告のとりまとめのための審議が進行していると仄聞いたしております。

本会では、過日の専門小委員会において意見を申し上げたところではありますが、改めて「基礎的自治体のあり方に関する意見」を提出させていただきますので、よろしくお取り計いただきますようお願い申し上げます。

なお、すでに提案しております「市町村連合（仮称）」については、その後、検討・見直しをしておりますが、現時点においてまとめているもの「市町村連合（仮称）の概要について」を参考までに提出させていただきます。

「基礎的自治体のあり方に関する意見」

全国町村会

1. 基本的な考え方

- ① 人口規模の如何にかかわらず、全ての市町村は基礎的自治体（普通公共団体）として位置づけ、国土の多様性に応じた多様な市町村で国土を形成すべきである。
- ② 人口規模を基準に全国一律の基礎的自治体を形成・整備しなければ、地方分権が進まないとは思わない。権限、財源の移譲に一定以上の人口規模が必要であるのなら、現在そのような人口規模を持つ自治体に権限の移譲を進めるべきである。
また、本会が提案している「市町村連合（仮称）」は、分権の受け皿としても位置づけることができるものと考えており、十分検討いただきたい。
- ③ 住民自治の充実・強化を図る観点から、合併して区域が大きくなる市町村はもとより、合併しない市町村も対象として、本会が提案している「地域自治組織」の制度化を検討すべきである。

2. 合併について

- ① 合併はあくまで関係市町村の自主的判断で行われるべきものであり、強制されるべきではない。
- ② 現行合併特例法の期限切れ（平成 17 年 3 月）後も、自主的な合併は有り得るわけであり、その際、合併に伴う特別な行財政需要はでてくるので、一定の特例措置を講ずる必要はあると考える。

- ③ しかしながら、「合併によって解消すべき市町村の人口規模を法律上明示する」という考え方は、具体的な人口規模の明確な根拠も見出し難く、賛成できない。
- ④ また、合併推進に当たっての都道府県の役割は、自主的な合併に必要な助言、情報の提供等にとどめるべきである。
- ⑤ 人口規模一定未満の市町村を他の自治体の内部団体に強制的に移行させるような 制度化は絶対に行うべきではない。
- ⑥ 人口規模一定未満の市町村の事務を都道府県が補完して行うこと（事務配分特例方式）は、地方分権の理念等に反するものであり、賛成できない。
- ⑦ 合併の推進に関連し、合併ができない・しない市町村に対し制裁的な財政措置を講じるようなことは、絶対に行うべきではない。

3.地方税財政のあり方について

- ① 三位一体の改革を進め、将来の地方税財政の姿を早急に示すべきである。
- ② 税源移譲の検討に当たっては、人口が少なく課税客体に乏しい町村の実情に配慮すべきである。
- ③ 税源移譲があっても税源偏在の問題が残るので、地方交付税のもつ財政調整機能、財源保障機能は一層重要となる。

両機能を堅持するとともに、町村が人口に比べ広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしている等、その実態を反映した財政需要の算定を行うべきである。